

# **生物多様性条約、 名古屋議定書とは？ ABSの基本**

**2015年3月**

**一般財団法人バイオインダストリー協会  
生物資源総合研究所**

# 1. 生物多様性条約とABSの基本

## 2. 名古屋議定書の概要

# 地球環境関連条約

国連環境開発会議  
(リオ・サミット)  
1992年開催

生物多様性条約  
1992年採択 93年発効  
加盟 192+EU

気候変動枠組条約  
1992年採択 94年発効  
加盟 193+EU

19条3,4、8条(g)、17条

15条、8条(j)

カルタヘナ議定書  
2000年採択 03年発効  
加盟 161+EU

名古屋議定書  
2010年採択

京都議定書  
1997年採択 05年発効  
加盟 189+EU

名古屋・クアラルン  
プールの補足議定書  
2010年採択

# 生物多様性条約

- Convention on Biological Diversity (CBD) -

- 1992年に国連主催のリオ地球環境サミットで合意
- 1993年12月29日に発効
- 1993年12月29日:発効(194ヵ国が加盟。米国は未締結)
- 条約の下に遺伝子組換え生物の取扱いに関する「カルタヘナ議定書」(2000年1月採択、2003年9月発効、加盟168ヵ国)

## 生物多様性条約(CBD)の目的:

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) **遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分**  
(環境条約であるが、**経済条約的性格をもつ**)

# ABSを巡る議論の推移

- 1993.12.29 「**生物多様性条約(CBD)**」が発効
- 1998.5 COP4でABSが正式議題になる。
- 2000.5 COP5でガイドラインの策定方針を決定。
- 2002.4: COP6で「**ボン・ガイドライン**」を採択。
- 2002.9 ヨハネスブルグ・サミット。  
利益配分の **国際的制度(IR)**の交渉を決定
- 2003.3～ CBDの下で**IR**の交渉を継続。  
入り口論で対立。2006年COP8で、2010年のCOP10までに交渉作業の終了を決定。しかし、交渉は最後まで難航。
- 2010.10 COP10で「**名古屋議定書**」を採択。

# 生物多様性条約第15条

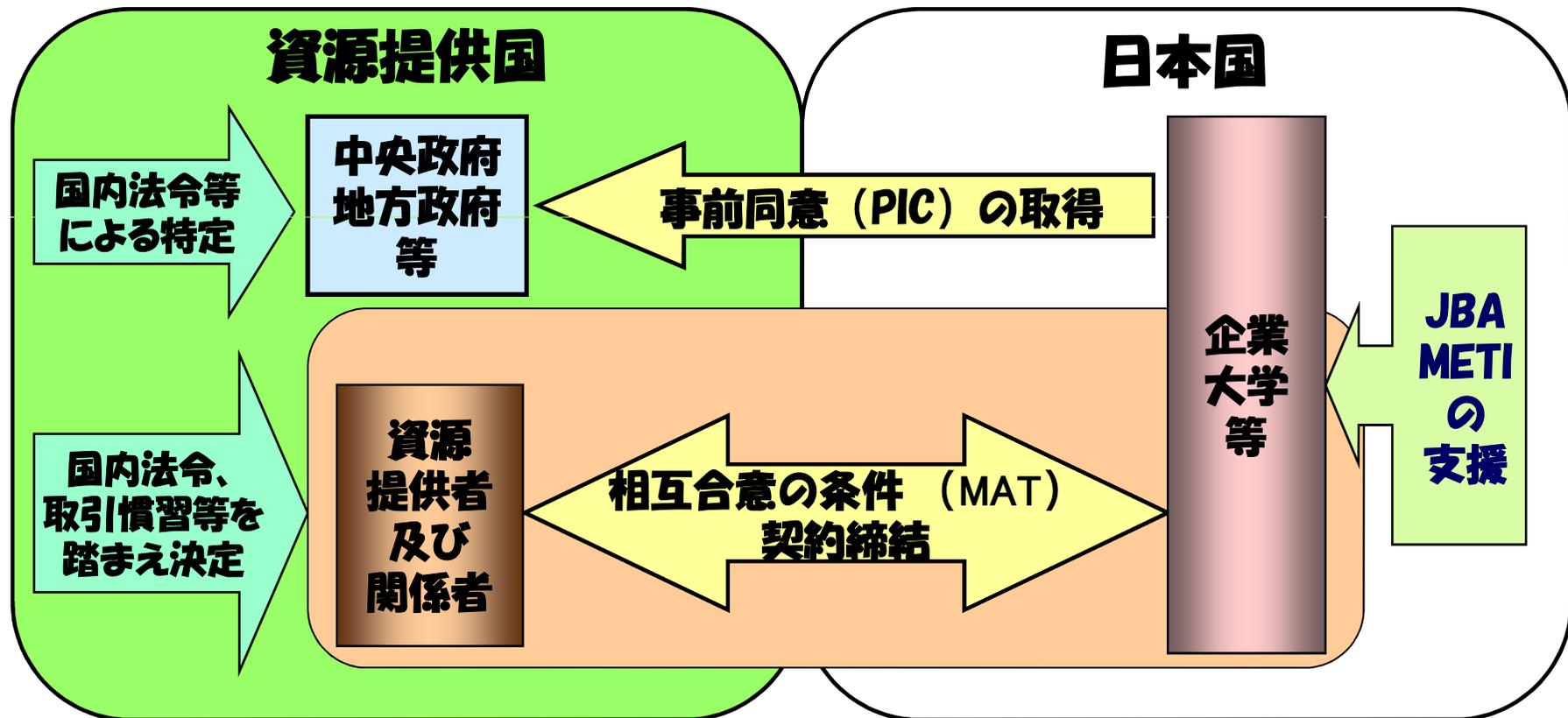
## 遺伝資源へのアクセスと利益配分

### (Access and Benefit-sharing, ABS)

- 遺伝資源に対する加盟国の主権的権利を確  
認 → 遺伝資源へのアクセスを国内法令で規制することが可能
- 提供国と利用者間での  
「事前の情報に基づく同意  
(Prior Informed Consent : PIC)」  
が必要
- 遺伝資源の利用から生じる利益は  
「相互に合意する条件  
(Mutually Agreed Terms : MAT)」 (契約)  
で配分する

# アクセスと利益配分の枠組み

## CBD、ボン・ガイドライン



# 遺伝資源とは

## -生物多様性条約第2条 用語-

### ■ 遺伝資源(*genetic resources*)

**遺伝資源**とは、現実の又は潜在的な価値を有する**遺伝素材**をいう。

**遺伝素材**とは、**遺伝の機能的な単位**を有する**植物、動物、微生物**その他に由来する**素材**をいう。

### ■ 名古屋議定書も、この定義を適用。

# ボン・ガイドライン

- **CBDに基づく任意のABS国際ガイドライン**
- **1998年に審議開始、2002年のCOP6で採択**
- **目的：**  
**行政官、資源提供者と利用者、原住民・地域社会等のための多目的な指針**
- **JBA仮訳：**  
**<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>**

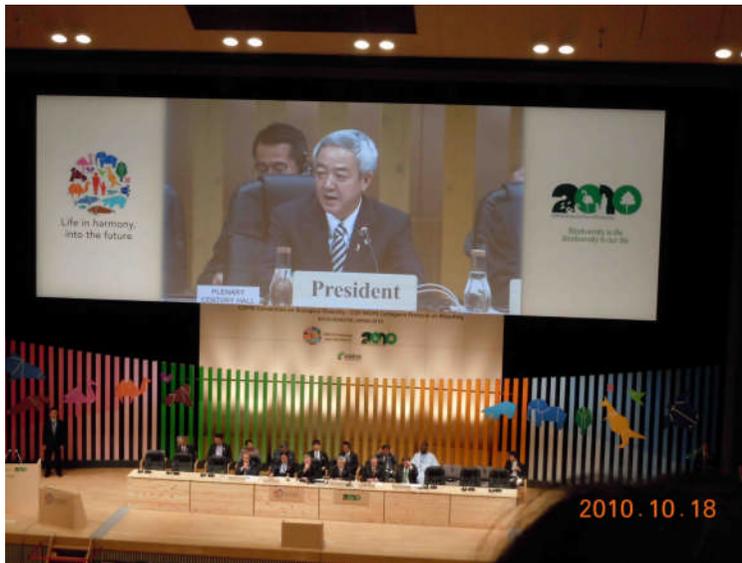
# 1. 生物多様性条約とABSの基本

## 2. 名古屋議定書の概要

# 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

■ COP10(<http://www.cbd.int/cop10/>)

- \* 期間:2010年10月18~29日(10月27~29日に閣僚級会合)
- \* 場所:名古屋国際会議場
- \* 議長:松本 龍 環境大臣
- \* 参加:179の締約国・地域、国際機関・企業・市民団体等1万3千人以上
- \* 標語:「いのちの共生を、未来へ」(Life in Harmony, into the Future)



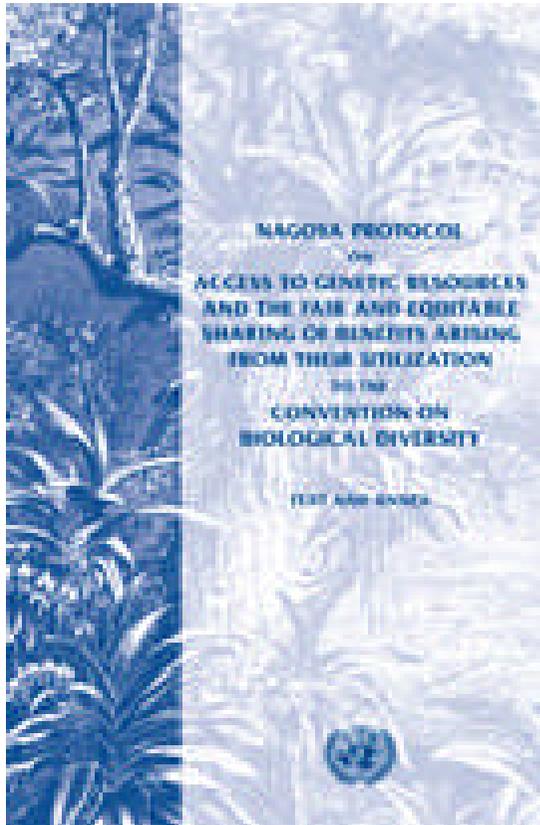
# 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する 「名古屋議定書」の採択

- 生物多様性条約では、遺伝資源から生じる利益を資源の提供者と利用者との間で公正・衡平に配分すべき旨を規定している
- しかし、途上国は、先進国企業による遺伝資源の不正な取得が依然として行われており、利益配分が十分担保されていないと主張。このため、利益配分のための法的拘束力のある枠組みを強く要望。一方、先進国側は、そもそも遺伝資源取得の際のルールすら確立されていない国が多い中、アクセス手続きの明確化等を求めており、2002年の交渉開始以来、議論が対立していた
- COP10直前の準備会合や、COP期間中の会合を通じて約3週間にわたり精力的に交渉が行われたが、議定書の対象範囲や、遺伝資源の利用国で実施する措置などで対立は解消されず、COP10最終日まで合意は得られなかった
- COP10最終日に我が国より「議長提案」を各国に提示し、全体会合に諮ったところ、様々な意見があったものの、最終的には各国に受け入れられ、「名古屋議定書」として採択された
- 採択された名古屋議定書は、概ね我が国の立場を反映した内容となっているが、**遺伝資源の利用国において資源の利用をモニターする制度**についても規定しており、今後、我が国が議定書として批准するためには、国内での担保措置について検討・整備を進めることが必要。

藪崎他：バイオサイエンスとインダストリー Vol.69 No.2 162-168 (2011)

# 名古屋議定書（JBA訳）

<http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>



生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及び  
その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する

## 名古屋議定書

（JBA 日本語訳）

NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND  
EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE  
CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY

2011年1月31日

**JBA**

財団法人バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

# 名古屋議定書の概要

- **目的(第1条)**: 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する
- **適用範囲(第3条)**: 生物多様性条約第15条の遺伝資源、条約の範囲内の伝統的知識
- **公正かつ衡平な利益配分(第5条)**: 条約に従い、当事者間の**相互合意条件**(MAT、契約)に基づき公正かつ衡平に配分
- **アクセス(第6条)**: 資源提供国の事前同意(PIC)が必要、ABSに係る**法律・規制要件の法的な確実性・明確性・透明性**を確保
- **特別な考慮(第8条)**: 非商業目的の研究でのアクセスに関する簡素化措置、緊急事態に対する相当の注意
- **多国間利益配分メカニズム(第10条)**: 遺伝資源および関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、事前同意の付与・取得が不可能な場合の利益配分に対処するための多国間メカニズムの必要性を検討
- **ABS国内法・規制要件の遵守(第15条)**: 提供国のPIC、MATに従っていることに対する「適切で効果的かつ均衡のとれた」「立法上、政策上**または**行政上」の措置
- **遺伝資源の利用のモニタリング(第17条)**: 遵守支援のため、遺伝資源の利用をモニターするために一つ以上の**チェックポイント**を指定

① 遡及適用を認める条項を規定しない

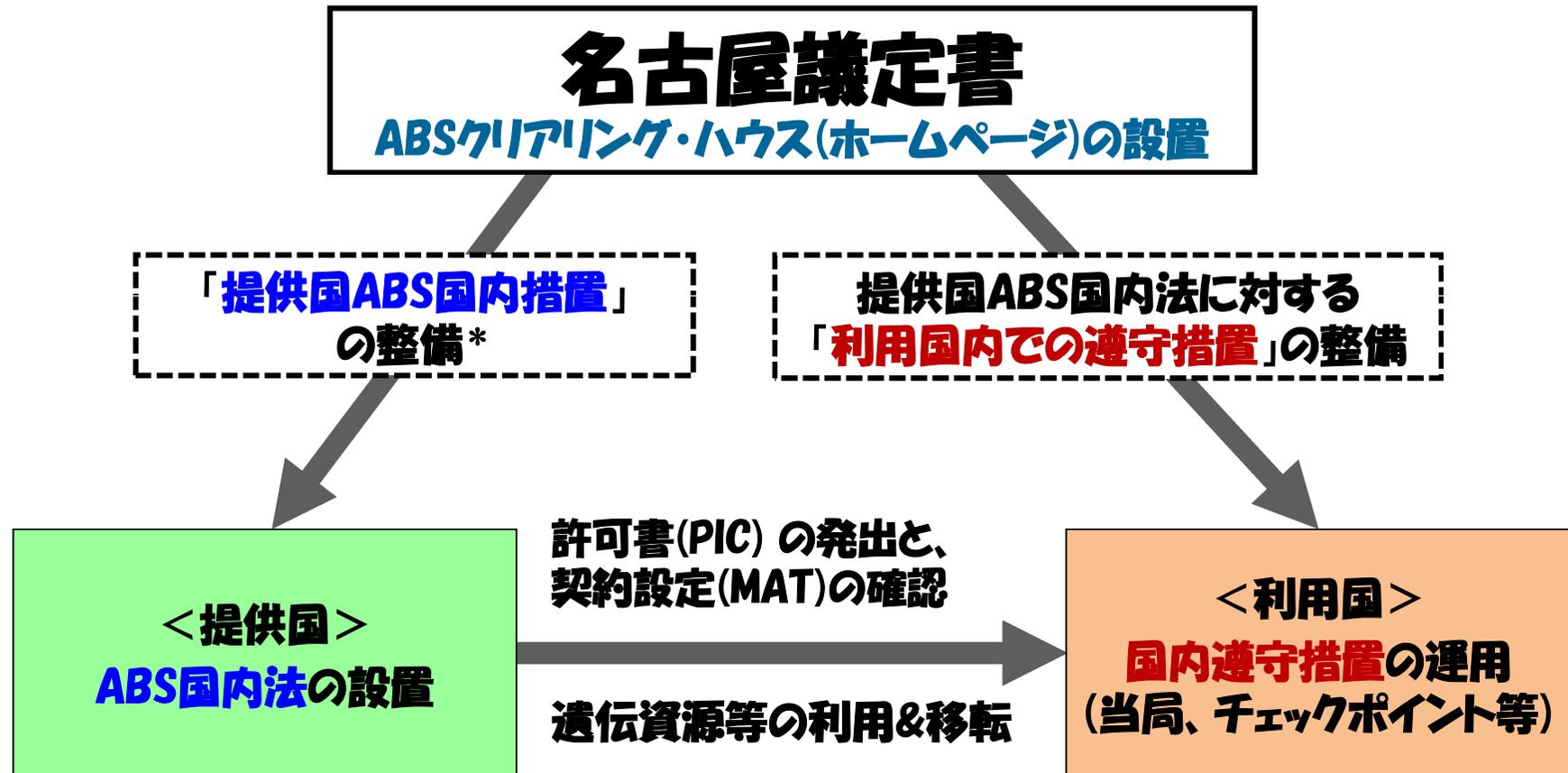
② 遵守を支援するためのチェックポイントを指定(指定の方法・場所は各国の裁量に)

③ 派生物を利益配分の直接の対象とすることを義務とせず、当事者間の合意に委ねる

# 用語

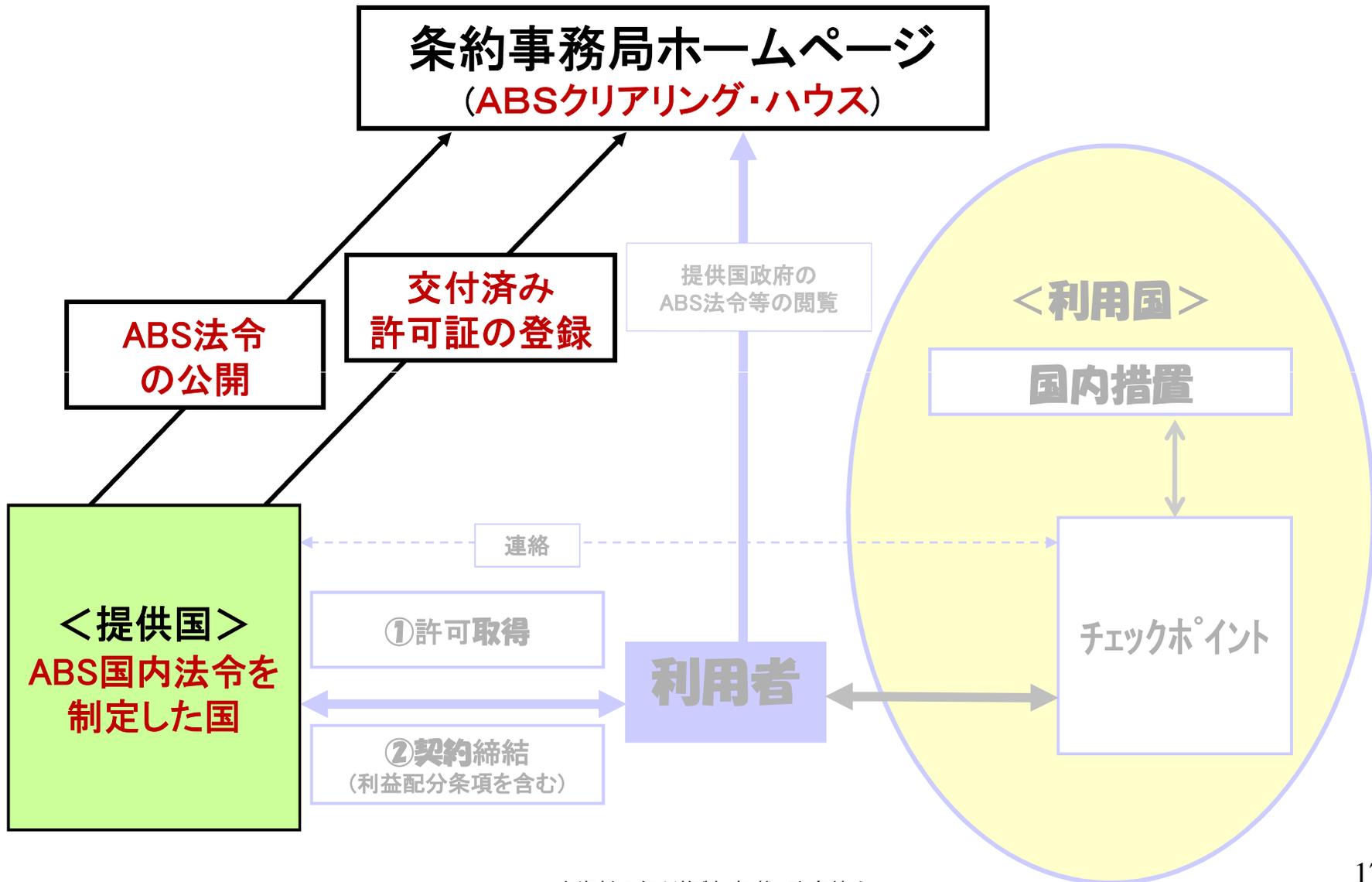
- **生物資源(biological resources)** CBD第2条  
生物資源には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素を含む。
- **遺伝資源(genetic resources)** CBD第2条  
遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。また、遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。
- **派生物(derivatives)** 名古屋議定書第2条(JBA訳)  
派生物とは、生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学的化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む。
- **遺伝資源の利用(utilization of genetic resources)** 名古屋議定書第2条(JBA訳)  
遺伝資源の利用とは、遺伝資源の遺伝的及び/又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為（条約第2条に定義するバイオテクノロジーの応用を通じたものを含む）をいう。

# 名古屋議定書の特徴

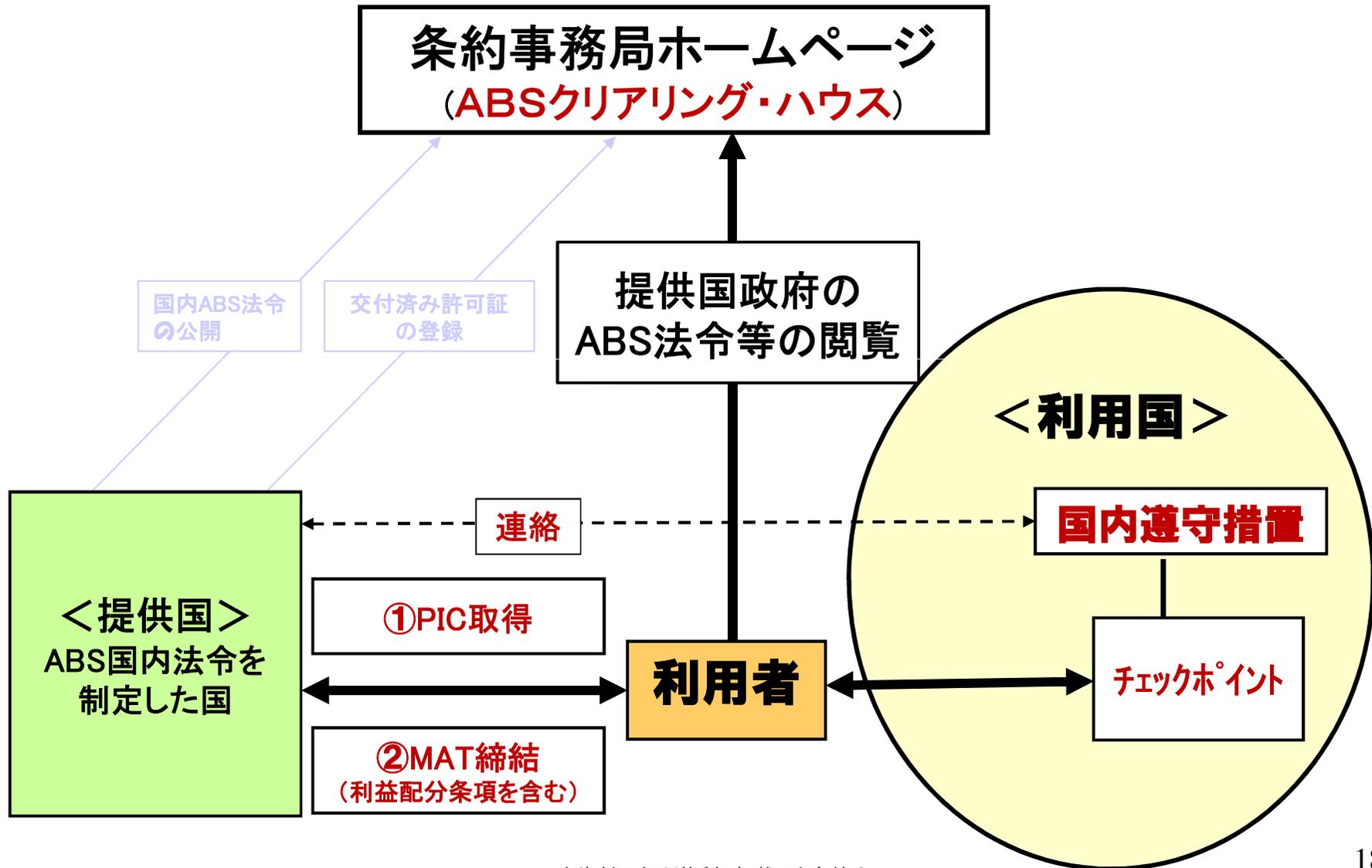


\* ABS国内法を設置しないという選択肢もあり

# 提供国の義務(議定書第6条3)



# 利用国の義務(議定書第15,16,17条)



# 遺伝資源に関連する伝統的知識 (traditional knowledge associated with genetic resources)

- 名古屋議定書では、**伝統的知識に関する規定が詳細かつ拡大しており、「国内法に従って」との前提があるものの、遺伝資源とほぼ同じ扱いに**
- **アクセス(第7条): PIC + MAT**
- **利益配分(第5条5): 立法上、政策上必要な措置、配分はMATで**
- **遵守措置(第16条): 適切かつ効果的で均衡のとれた措置**  
— 本条の実施については議定書31条記載の再検討においてWIP0等の議論を踏まえて評価する — (COP10決議に記載)
- **その他: 国境を越えた協力(第11条)**
- **多国間利益配分メカニズム(第10条)、原住民・地域社会の慣習法等の尊重(第12条)、ABSクリアリング・ハウスへの情報提供(第14条)など**

## 国際協定・国際文書との関係 －相互補完的、序列をつけない－

- **世界知的所有権機関(WIPO)：遺伝資源等に関する政府間委員会(ICG)**
- **世界貿易機関(WTO)：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)**
- **世界保健機関(WHO)：パンデミック・インフルエンザ**
- **国連食糧農業機関(FAO)：ITPGRFA**
- **国連海洋法条約**
- **南極条約**

# 名古屋議定書の発効

・2014年7月14日批准50カ国→同年10月12日発効

先進国	7	EU、デンマーク、ハンガリー、メキシコ、ノルウェー、スペイン、スイス
アフリカ	22 (2)	ベニン、ボツアナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コモロ、コートジボアール、エジプト、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、ケニア、マダガスカル、(マラウイ)、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ、スーダン、ウガンダ、(ギニア)
アジア	8	・東南アジア(4):インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム ・南アジア(2):ブータン、インド ・東・中央アジア(2):モンゴル、タジキスタン
中南米	6	グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、パナマ、ペルー、ウルグアイ
大洋州	4	フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ
中東	2 (1)	ヨルダン、シリア、(アラブ首長国連邦)
東欧	2	アルバニア、ベラルーシ

※括弧内は7/14以降の批准国